

第4部 画像診断

通則

(通則の変更：点数の見直し)

4 区分番号E001、E004、E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、区分番号E001又はE004に掲げる画像診断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り所定点数に48点を加算する。ただし、画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。

(通則の変更：点数の見直し)

5 区分番号E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2として、区分番号E102

4 区分番号E001、E004、E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、区分番号E001又はE004に掲げる画像診断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り所定点数に58点を加算する。ただし、画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。

5 区分番号E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2として、区分番号E102

	<p>に掲げる画像診断及び区分番号 E 2 0 3 に掲げる画像診断のそれぞれについて月 1 回に限り所定点数に 7 2 点を加算する。</p>	<p>に掲げる画像診断及び区分番号 E 2 0 3 に掲げる画像診断のそれぞれについて月 1 回に限り所定点数に 8 7 点を加算する。</p>													
<p>コンピューター断層撮影（一連につき） （点数の見直し）</p>	<p>2 特殊 C T 撮影（管腔描出を行った場合）</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 頭部</td> <td>7 1 5 点</td> <td rowspan="3">→</td> <td>7 1 0 点</td> </tr> <tr> <td>ロ 軀幹</td> <td>9 6 0 点</td> <td>9 5 0 点</td> </tr> <tr> <td>ハ 四肢</td> <td>6 7 0 点</td> <td>6 6 0 点</td> </tr> </table>	イ 頭部	7 1 5 点	→	7 1 0 点	ロ 軀幹	9 6 0 点	9 5 0 点	ハ 四肢	6 7 0 点	6 6 0 点	<table border="0"> <tr> <td>7 1 0 点</td> </tr> <tr> <td>9 5 0 点</td> </tr> <tr> <td>6 6 0 点</td> </tr> </table>	7 1 0 点	9 5 0 点	6 6 0 点
イ 頭部	7 1 5 点	→	7 1 0 点												
ロ 軀幹	9 6 0 点		9 5 0 点												
ハ 四肢	6 7 0 点		6 6 0 点												
7 1 0 点															
9 5 0 点															
6 6 0 点															
<p>磁気共鳴コンピューター断層撮影 （一連につき） （点数の見直し）</p>	<p>2 特殊 M R I 撮影（管腔描出を行った場合）</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 頭部</td> <td>1 , 7 6 0 点</td> <td rowspan="3">→</td> <td>1 , 5 0 0 点</td> </tr> <tr> <td>ロ 軀幹</td> <td>1 , 8 8 0 点</td> <td>1 , 6 0 0 点</td> </tr> <tr> <td>ハ 四肢</td> <td>1 , 7 9 0 点</td> <td>1 , 5 2 0 点</td> </tr> </table>	イ 頭部	1 , 7 6 0 点	→	1 , 5 0 0 点	ロ 軀幹	1 , 8 8 0 点	1 , 6 0 0 点	ハ 四肢	1 , 7 9 0 点	1 , 5 2 0 点	<table border="0"> <tr> <td>1 , 5 0 0 点</td> </tr> <tr> <td>1 , 6 0 0 点</td> </tr> <tr> <td>1 , 5 2 0 点</td> </tr> </table>	1 , 5 0 0 点	1 , 6 0 0 点	1 , 5 2 0 点
イ 頭部	1 , 7 6 0 点	→	1 , 5 0 0 点												
ロ 軀幹	1 , 8 8 0 点		1 , 6 0 0 点												
ハ 四肢	1 , 7 9 0 点		1 , 5 2 0 点												
1 , 5 0 0 点															
1 , 6 0 0 点															
1 , 5 2 0 点															